

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第86号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年4月16日 07時30分ごろ
発生場所	島根県出雲市河下港 出雲市所在の十六島港北第2防波堤灯台から真方位121°920m付近 (概位 北緯35°27.1′ 東経132°45.4′)
事故等調査の経過	平成26年5月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船兼砂利運搬船 第十八芳栄丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	134199、開生海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に凹損、左舷ビルジキールに亀裂
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約3.8m、船尾約5.6mの喫水で河下港の4m物揚場（以下「本件物揚場」という。）に入船左舷着けし、本船の旋回式クレーンを使用してスラグ約1,800tの揚げ荷役を開始した。</p> <p>本船は、積荷が少なくなるとともに、旋回式クレーンの振出しによる横揺れが大きくなり、平成26年4月16日07時30分ごろ、船長が、左舷船底に衝撃を感じ、船内各所の点検を行ったが、浸水等の異常が認められなかったため、揚げ荷役を続けた。</p> <p>本船は、4月23日に入渠し、船底外板に凹損及び左舷ビルジキールに亀裂が認められた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし</p> <p>海象：潮汐 低潮時、潮高 約1cm（河下港）</p>
その他の事項	<p>海図W1176B記載の本件物揚場付近の水深は約4mで底質は細かい砂であった。</p> <p>船長は、本件物揚場での揚げ荷役の経験が約2年あり、本件物揚場付近の水深については知っていたが、荷役の経験から、本件物揚場との間隔を空けて荷役を行えば、海底に接触することはないと思っていた。</p> <p>本船は、荷役作業中、貨物の海中落下防止用のシートを左舷舷側と本件物揚場との間に設置していたが、スラグの一部が海に落下することがあった。</p>

	<p>船長は、本事故時、荷役中の船体の横揺れを考慮し、本件物揚場との間隔を約1.5m空けて着岸していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、河下港の本件物揚場に着岸してスラッグの揚げ荷役中、旋回式クレーンの振出しによって横揺れしたことから、本件物揚場付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本件物揚場付近には、荷役作業の際に海に落下したスラッグが堆積していた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、河下港の本件物揚場に着岸してスラッグの揚げ荷役中、旋回式クレーンの振出しによって横揺れしたため、本件物揚場付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役を行う場合、海に落下した貨物が堆積している可能性を考慮し、水深の確認を行うこと。